

企画提案説明書

1 事業の概要

(1) 事業の名称

令和8年度岡山県発達障害者支援センター運営等事業

(2) 事業の目的

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に
行う地域の拠点として、岡山県発達障害者支援センター運営事業を実施する
とともに、関連する事業を一体的に実施する。

(3) 事業の内容

- ア 岡山県発達障害者支援センター運営事業
- イ 地域の早期支援体制整備事業
- ウ ペアレントメンター養成・派遣事業
- エ 地域に根差した家族支援体制推進事業
- オ 青年期支援体制整備事業
- カ 発達障害のある人の職場研修事業
- キ 成人期支援体制整備事業
- ク 市町村支援体制整備促進事業

2 企画提案を求める具体的内容

別紙のとおり

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

(別紙1)のとおり

(2) 記載上の留意事項

令和8年度岡山県発達障害者支援センター運営等事業に係る業務委託への
「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公
告」（以下「公告」という。）5に掲げる応募要件を満たしている状況等につ
いて記載するものとする。

(3) 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班 担当 大内

TEL：086-226-7362（直通）

FAX：086-224-6520

(4) 提出期間

令和8年3月10日(火)から令和8年3月16日(月)までの土曜日、日曜日
を除く、9時から17時まで

(5) 提出先

上記(3)問い合わせ先に同じ。

(6) 提出方法

郵送又はFAX（令和8年3月16日(月) 17時必着）とする。

ただし、FAXの場合は、到達したことを上記(3)問い合わせ先の担当者に確
認すること

4 企画提案書に関する事項

(1) 企画提案書の提出者の選定

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公告5の応募要件を満たしている者に対し、企画提案書の提出者として選定された旨を書面により通知する。

(2) 企画提案書の作成様式

(別紙2)のとおり

(3) 提出部数

企画提案書(別紙2)及び添付書類並びに見積書 原本1部

(4) 記載上の留意事項

企画する事業の内容について、具体的に記載すること。

(5) 問い合わせ先

上記3(3)問い合わせ先に同じ。

(6) 提出期間

令和8年3月18日(水)から令和8年3月24日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで

(7) 提出先

上記3(3)問い合わせ先に同じ。

(8) 提出方法

郵送又は持参(令和8年3月24日(火) 17時必着)とする。

5 企画提案書の提出者としての非選定理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対し、選定されなかった旨及びその理由(以下「非選定理由」という。)を書面により通知する。

(2) (1)により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から3日以内に、書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法は以下のとおりとする。

ア 受付場所 3(3)問い合わせ先に同じ。

イ 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで

ウ 受付方法

郵送又はFAXとする。

ただし、FAXの場合は、到達したことを上記3(3)問い合わせ先の担当に確認すること。

6 企画提案書の特定

(1) 企画提案書を特定するための評価

別途設置する審査委員会において次の評価を行い、各委員の評価点の合計が最高の企画提案書を提出した者を、令和8年度の委託候補先として特定する。

<評価項目>

①岡山県発達障害者支援センター運営等事業の実施計画について
事業の年間実施計画

②個人情報の取り扱い

事業実施に当たって知り得た個人情報の取扱の方針

③経費の見積

事業費の総額は52,481,069円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(2) 結果の公表

審査結果の通知は、文書で行う。

(3) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがあるので、その旨を承知しておくこと

7 委託候補先としての非特定理由に関する事項

(1) 企画提案書を提出した者のうち、委託候補先として特定されなかった者に対し、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から3日以内に、書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法は以下のとおりとする。

①受付場所 3(3)問い合わせ先に同じ。

②受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで

③受付方法

郵送又はFAXとする。

ただし、FAXの場合は、到達したことを上記3(3)問い合わせ先の担当に確認すること。

8 その他留意事項

(1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加意思確認書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する経費は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差し替えは認めない。

(5) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。